

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成21年10月8日(2009.10.8)

【公表番号】特表2009-506165(P2009-506165A)

【公表日】平成21年2月12日(2009.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-006

【出願番号】特願2008-528046(P2008-528046)

【国際特許分類】

C 09 J 7/02 (2006.01)

B 32 B 3/30 (2006.01)

【F I】

C 09 J 7/02 Z

B 32 B 3/30

【手続補正書】

【提出日】平成21年8月18日(2009.8.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

接着層と、

前記接着層の第一主表面上の構造化表面であって、溝部のいずれかの縁部上の接着剤表面により画定された基準平面から前記接着層の中へ凹んだ、第一溝部及び第二溝部を備える構造化表面と

を含んでなる物品であって、

前記第二溝部が前記第一溝部内に含まれ、前記第一溝部及び前記第二溝部が壁を有し、前記基準平面に対する前記第一溝部の壁角度が、ゼロではなくかつ前記基準平面に対する前記第二溝部の壁角度よりも小さい、物品。

【請求項2】

前記第二溝部の実在する壁が、前記第一溝部の実在する壁と交差する、請求項1に記載の物品。

【請求項3】

前記接着剤表面からの突出部を備える、請求項1に記載の物品。

【請求項4】

接着層と、

前記接着層の第一主表面上の構造化表面であって、溝部のいずれかの縁部上の接着剤表面により画定された基準平面から前記接着層の中へ凹んだ、第一溝部及び第二溝部を備える構造化表面と

を含んでなる物品であって、

前記第一溝部及び前記第二溝部が、それぞれ前記基準平面とある角度で交わる実質的に対称な壁を有し、前記第一溝部の壁角度が前記第二溝部の壁角度より小さい、物品。

【請求項5】

接着剤を基材に接着する方法であって、

接着層の第一主表面を基材に接触させて配置することを含み、

前記接着層が前記第一主表面上に構造化表面を備え、前記構造化表面が、溝部のいずれかの縁部上の前記接着剤表面により画定された基準平面から前記接着層の中へ凹んだ、第

一溝部及び第二溝部を備え、かつ、前記基準平面に対する前記第一溝部の壁角度が前記基準平面に対する前記第二溝部の壁角度より小さく、

前記第二溝部の実在する壁の主部が前記基材に接触せずに、前記第一溝部の実在する壁の主部が前記基材に接触するように、前記接着剤が変形する、方法。

【請求項 6】

剥離ライナーの第一主表面上の構造化表面であって、前記剥離ライナーの隆起部の底部における前記ライナー表面により画定されたライナー基準平面から突出した、第一隆起部及び第二隆起部を備える構造化表面

を含んでなる剥離ライナーであって、

前記第二隆起部が前記第一隆起部内に含まれ、前記第一隆起部及び前記第二隆起部が壁を有し、前記ライナー基準平面に対する前記第一隆起部の壁角度が、ゼロではなくかつ前記ライナー基準平面に対する前記第二隆起部の壁角度より小さい、剥離ライナー。

【請求項 7】

剥離ライナーの第一主表面上の構造化表面であって、前記剥離ライナーの隆起部の底部における前記ライナー表面により画定されたライナー基準平面から突出した、第一隆起部及び第二隆起部を備える構造化表面

を含んでなる剥離ライナーであって、

前記第一隆起部及び前記第二隆起部が、前記ライナー基準平面とある角度で交わる実質的に対称な壁を有し、前記第一隆起部の壁角度が前記第二隆起部の壁角度よりも小さい、剥離ライナー。